

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>現行</p>												
<p>附則</p> <p>1 (略) (所掌事務の特例)</p> <p>2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略) (所掌事務の特例)</p> <p>2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 206 869 488">期間</td> <td data-bbox="756 488 869 1093">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 206 756 488">平成三十年五月十六日までの間</td> <td data-bbox="531 488 756 1093">駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 206 531 488">(略)</td> <td data-bbox="416 488 531 1093">(略)</td> </tr> </table>	期間	事務	平成三十年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="756 1158 869 1440">期間</td> <td data-bbox="756 1440 869 2045">事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1158 756 1440">平成二十五年五月十六日までの間</td> <td data-bbox="531 1440 756 2045">駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1158 531 1440">(略)</td> <td data-bbox="416 1440 531 2045">(略)</td> </tr> </table>	期間	事務	平成二十五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	(略)	(略)
期間	事務												
平成三十年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。												
(略)	(略)												
期間	事務												
平成二十五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。												
(略)	(略)												
<p>3 (略)</p> <p>(職員の身分取扱いの特例)</p> <p>4 第三十九条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは</p>	<p>3 (略)</p> <p>(職員の身分取扱いの特例)</p> <p>4 第三十九条の規定の適用については、平成二十五年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは</p>												

、 「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6 (略)

は、 「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5・6 (略)